

福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス 感染拡大抑制に向けた追加対策について

< 参 考 資 料 >
2 0 2 1 年 9 月 2 日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

1. 概要

- 感染力の強い変異株（デルタ株）による全国的な感染拡大の影響により、福島第一原子力発電所においても、感染者数が増加傾向にあることを踏まえ、感染者発生抑制および感染拡大防止を図るため、本日（9月2日）より、普段の生活拠点から緊急事態宣言エリア等に移動・宿泊などをする社員および協力企業作業員について、感染リスク低減のため、移動先から戻る前に抗原検査キットによる検査を確実に実施する追加対策を運用いたします。
- 今後も引き続き、感染拡大防止対策を適切に実施し、安全最優先で廃炉作業に取り組んでまいります。

2. 追加対策等

(1) 抗原検査キットによる検査

- ・福島県外へ移動した際は、感染リスク低減のため、県内へ戻る前に抗原検査を実施。（社員及び協力企業作業員共通）
（立地地域間（福島⇔新潟or青森）移動の場合は、移動直前にそれぞれ1回（合計2回）抗原検査を実施）
- ・県内移動についても、普段の生活拠点からまん延防止適用エリアの自宅等へ移動し宿泊する場合や県内宿泊出張の際は、生活拠点への移動前に抗原検査を実施
- ・上司は、検査結果とともに、移動中の行動履歴および体調に問題がないこと確認し福島県への移動と入社について判断。

(2) 新型コロナウイルスワクチン職域接種の実施状況

- ・福島第一の社員、協力企業作業員について、6月28日より職域接種を実施しており現時点で接種を希望している対象者（約3,700名）について、9月上旬（早ければ第一週目途）までに2回目のワクチン接種を終える予定。

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（全体）（1/3）

＜東京電力HD(株)社員及び協力企業作業員共通＞

■ 赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査の実施（継続実施）

- 発電所各所（新事務本館2か所、入退域管理棟2か所、協力企業棟2か所、正門）において、体表温度検査を行い、37.0℃以上の場合は入館（入所）不可としている（現時点で入所不可となった者はいない）



■ 食堂の対面喫食禁止、各食堂の椅子の間引きを実施（継続実施）

■ 食堂での黙食の徹底（継続実施）

■ 行動制限への対応（対策強化）

- 不要不急の県外移動自粛強く要請
- 福島県外へ移動した際は、県内へ戻る前に抗原検査キットによる検査を実施（県内の生活拠点から県内のまん延防止適用エリアへ移動し宿泊する場合も抗原検査を実施）
- 県内外エリアを問わず、家族以外との会食は厳に慎む



■ 発電所への新規入所者管理（継続実施）

福島県外からの新規入所者※にあたっては、来県前に以下を実施

※現所属が柏崎刈羽原子力発電所、東通原子力建設所の社員を除く

- 2週間の行動歴を確認
- PCR検査を受検し、結果に問題が無いことを確認したうえで入所を許可
- PCR検査受検不可の場合、来県前2週間の健康観察期間（非出社・在宅）を設け、問題がないことを確認したうえで入所を許可

■ 新型コロナウイルスワクチンの職域接種（継続実施）

- 6月28日より実施中。現時点で接種を希望している対象者（約3,700名）について、9月上旬（早ければ第一週目途）までに2回目のワクチン接種を終える予定

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（2/3）

<東京電力HD(株)社員>

■ 出張の制限（対策一部強化）

- 福島県外へのお出張は原則禁止、原則TV会議等を活用し、県外移動を極力防ぐこと
- 出張をする場合は、必要性を明確にし、2週間前までの行動履歴を上司に提出
- これまでにクラスターが発生しているような施設など、3密のある場所等には行かない
- 県外出張時、福島県へ戻る前に抗原検査キットによる検査を実施（宿泊を伴う県内出張時も抗原検査を実施）

■ 単身赴任者などの移動（対策一部強化）

- 全ての県外移動者について福島県へ戻る前に、直属の上司が抗原検査結果と併せて移動中の行動履歴及び体調に問題がないこと確認し、福島県への移動と出社の可否について判断
- 県外移動しない社員についても、直属の上司は、入社前に休日の行動履歴及び体調に問題がないことの報告を受け、出社の可否について判断するよう変更（抗原検査を実施した場合は、結果を上司に報告）

■ 会合及びイベントへの参加自粛（対策一部強化）

- 県内外エリアを問わず、家族以外との会食は厳に慎む
- 具体的な「行動履歴の記録」を徹底
- 家族を含め、上記自粛を遵守出来ていない場合において、家庭内でのマスク等の感染予防対策を講じていない場合は、事案発生日を起点に2週間の在宅勤務もしくは自主的なPCR検査受検を必須とする

■ マスク着用義務（継続実施）

- 全社員に対しマスク着用を義務化（単身赴任者の自宅帰省時を含む）

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（3/3）

<東京電力HD(株)社員>

■ 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認（継続実施）

- 全所員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
- 発熱傾向の者は出社を控えるとともに職場管理者に報告
- 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに労務担当箇所への報告を指示

■ 時差勤務、在宅勤務の推奨（対策一部強化）

- 計画的かつ組織的にフレックスタイム勤務を活用
- 社給PCやiPadによる在宅勤務を推進（出社率75%以下）

■ 独单身寮食堂へのシフト制及び区画制の導入（継続実施）

- 交替勤務者の感染予防のため、利用にあたってのシフト制及び区画制を導入

<協力企業作業員>

■ 協力企業に対する情報連絡の依頼（継続実施）

- 各協力企業において、呼吸困難・倦怠感・高熱等の強い症状が発生した場合には当社への報告を指示
- 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに当社への報告を指示

■ メーカー及び協力企業における来訪時の取り扱い（継続実施）

- 福島県外からの発電所への来訪は、原則禁止
- 緊急やむを得ない来訪は、以下の措置を講じる
 - ✓ 来所時のマスク着用を継続要請
 - ✓ マスク着用・少人数での来訪等、新しい生活様式を遵守
 - ✓ 来訪前2週間の行動履歴で3密に該当する事由がないことを可能な限り確認

3. 福島第一原子力発電所における当直体制

- **現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制**
- **廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な「燃料デブリの管理」「使用済燃料の継続的な冷却」「汚染水の適切な処理」を担う当直員が感染することを回避するため、当直員と当直員以外の動線を分ける対策を講じている**

■ 通勤バスの扱い

- 「交替勤務者優先バス」を「交替勤務者専用バス」に運用変更

■ 建屋内通路等での当直員以外の者との接触回避

- 入退域管理棟から免震棟までの移動ルート（又は時差）による分離
- 着替え所を当直員と当直員以外で分離
- 免震棟集中監視室の出入口を当直員と当直員以外で分離

■ 免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操への入室時の対策

- 当直員以外の入室を原則禁止。やむを得ず入室する場合は、入室前の検温、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
- 追跡調査のため入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）

■ 運転員の執務環境関係

- 保全部門等からの作業受付場所を集中監視室外に変更
- 当直員同士の引き継ぎは、引き継ぐ内容を事前に整理し、短時間かつ一定の離隔距離を取って実施

■ 空調の独立化等による他居住空間からの回り込み防止

- 免震棟緊急対策室並びに5・6号機中央制御室の空調は、他エリアと別であり独立

4. その他

■ 感染者が出たときの対策（東電社員及び協力企業作業員共通）

- 感染者本人及び濃厚接触者の非出社対応
 - ・感染者本人及び濃厚接触者は、速やかに自宅待機や在宅勤務とする
 - ・濃厚接触者（疑い者も含む）のPCR検査受検については、医療機関及び保健所の指示に従う
- 感染者が使用したエリアの消毒
 - ・感染者が使用したエリアは、速やかに消毒
 - ・濃厚接触者の使用エリアも、速やかに消毒
- 感染者本人は速やかに保健所へ連絡し、以降の対応は、保健所の指示に従う

■ 視察状況

- 視察者の受入れは、7月12日より中止（緊急事態宣言が解除になるまでの間、中止）

■ 各装備品の取り扱い

- 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まりが continuing しているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保している
- 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、福島第一原子力発電所の廃炉作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対応に加えて、作業員の安全性確保を大前提とした各装備品（防護装備）の柔軟な取り扱いなどを行っている